

令和2年4月22日

保護者各位

須賀川市教育委員会教育長 森合 義衛
須賀川市立第二小学校長 正木 義輝

新型コロナウイルスによる感染拡大防止のための緊急事態宣言発令を受けた市内小中学校の臨時休業措置の延長について（通知）

4月16日、内閣総理大臣から新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための緊急事態宣言が発令されました。

須賀川市としましても、国を挙げて感染の拡大防止に取り組むべき状況にあることを踏まえ、4月21日（火）までの臨時休業期間を下記のとおり延長します

保護者の皆様におかれましては、改めて臨時休業の趣旨をご理解のうえ、子どもたちの家庭での過ごし方についてご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休業期間（延長）

令和2年4月22日（水）～令和2年5月6日（水） 15日間

2 家庭での過ごし方について

臨時休業期間中の生活や学習については、本日、指導いたしました。家庭では特に次の点についてご指導を続けてくださるようお願いいたします。

- （1）感染拡大を防ぐことが臨時休業の目的であることを踏まえ、外出を避け、可能な限り自宅で過ごすようにさせてください。
- （2）自宅においても、こまめな手洗いやうがい、アルコール消毒、マスク着用など、感染予防の手立てを怠らないようお願いいたします。
- （3）お子さんの健康状態を把握し、発熱があるとき、体調がすぐれないときなど、適切な対応をお願いいたします。
- （4）自宅では、生活リズムを整え、計画的な学習を継続するようにさせてください。

3 その他

- （1）臨時休業期間中、部活動、特設クラブ活動も行いません。
- （2）児童クラブも、休館となります。